認証基準[区分:水産物、品目:ひらめ]

項		学[位力:水连彻、阳日:(   	認証基準	進
		1.1 使用水・飼育水につ いて問題がないか、確	.1 使用水の安全性・水質の いるか。	)把握について指針(マニュアル)を定めて
生	1 養殖 環境の 管理	認・把握を行っていること。	. 2 使用水の安全性・水質にか。	ご関して、指針に従って確認を行っている
				指針に従って測定・記録しているか。
		1.2 へい死魚や養殖残滓 等の適正な処理を行って いること。	ル)を定めているか。	水・排泥の処理について、指針(マニュア
			れているか。	が、放置されることなく適正に処理・処分される。
			ているか。	、水質汚濁の防止など周辺の環境に配慮し
産		に処分していること。 1		別、保管等処理のルールを定めているか。
h-h-			理をしているか。	)別、保管等処理のルールに従って適正な処 とについて指針 (マニュアル) を定めている
管	2 種	を担いること。 を使用していること。	カ。	売元及び生産者とその所在地;自家採卵の
理	卵・種 苗導入 管理			購入・搬入日、種類、総数量、総重量、収
				産履歴を確認・記録しているか。
		3.1 養殖魚の健康やトレーサビリティに留意した。		て、基準を設けて養殖を行っているか。
		ていること。 3.2 給餌される飼餌料 は、安全性及び品質が確 保されていること。	況等の一連の飼養に関す に記録・保存しているカ	
			ているか。	出荷先、出荷日、出荷数量等について記録し
			(マニュアル)を備えて	
			む)を使用していないか	
			通等に関する情報を書面ているか。	がを含む) について、原料の由来、製造や流 により入手し、記録するとともに、保管し
				む)の使用状況(種類、期日、使用(給 ・または飼育池ごとに記録しているか。
	3 飼養 管理	3.3 適正な疾病対策のための指針・診断体制を整	.1 疾病の的確な診断・対 ル)・体制を整えている	応・まん延防止等が行える指針 (マニュア)か。
生			.2 養殖魚の疾病に起因する ル)を定めているか。	危害要因への対策について指針(マニュア
			.3 指導機関が行う衛生管理	提講習会等に参加しているか。
産		3.4 「水産用医薬品の使用について(農林水産	.1 当該魚種に承認された医 等を遵守しているか。	医薬品のみを使用し、用法・用量・休薬期間
管		楽品を使用、保管・管理    し、記録を保管している	.2 水産用ワクチンの使用に るか。	こあたっては、適正な手順により購入してい
				式況(飼育池、医薬品の種類、使用方法、使 ↑日等)について、飼育ロットまたは飼育池
理			.4 医薬品の購入伝票、添付	書類等を保管しているか。
			.5 医薬品は他の資材と区別	]して適正に保管しているか。

認証基準[区分:水産物、品目:ひらめ]

項		〒[佐刀·水庄彻、明日·(   	, J.,	認証基準
		4.1 生産履歴の記録・回収・点検・保管のルールを定めていること。		生産履歴マニュアル(記録、回収、点検、保管等)を定めている か。
		4.2 生産履歴帳票等の回 収・点検・保管を実施し ていること。	4. 2. 1	生産履歴を定期的に回収、点検しているか。
			4. 2. 2	生産履歴を過去3年分以上適切に保管しているか。
		5.1 集出荷施設や生産履 歴の適正な管理が行われ ていること。		集荷・出荷施設での衛生管理の注意点等を集出荷マニュアル等に定めているか。
生	5 集 荷·出			生産者情報等の履歴管理・ロット管理が適正に行われ、次の段階に引き継がれているか。
産	荷の適 正管理	5.2 集出荷場の衛生管理 ができていること。		集出荷施設や選別場の器具(蓄養池、床、排水溝、選別台、活け〆機、容器等)、輸送用の容器・車両、使用する水氷等が衛生的に管理ができており、正常に機能することを確認しているか。
管			5. 2. 2	生産物への昆虫や異物等の混入防止を行っているか。
理	6 作事 労境理	6.1 作業者の健康が確保されていること。		作業従事者に対して適切な健康管理が実施され、衛生的な労働環境 が確保されているか。
	, H.T.	7.1 内部検査を実施していること。		認証基準の充足状況に関する内部検査のマニュアルを定めている か。
7 7	內部検査		7. 1. 2	マニュアルに基づき最低年1回内部検査が行われているか。
		7.2 内部検査で明らかに なった問題点の改善を 図っていること。	7. 2. 1	内部検査で明らかになった問題を検討し改善策を講じているか。
8 17	內部研修	8.1 生産者に対して生産 管理項目の内容を周知さ せていること。		個々の生産者が取り組むべき事項やルールを指導するための研修会 等を開催しているか。
		9.1 ホームページや認証 マークを活用して情報発 信を行うこと。		専用ホームページに登録しているか。
			9. 1. 2	認証マークを活用しているか。
9 情	青報提供			容器・包装資材等への食品表示は適切であることを確認しているか。
		9.2 生産情報等の開示請求に対応できること。		フードチェーンの次の段階からの生産情報の開示請求に対応できる か。
		10.1 問合せ・クレーム 処理体制を整えているこ と。		消費者の問合せ・クレームに対するマニュアルを定めているか。
	コミュニーション			問合せ・クレーム処理窓口及び担当者を設置しているか。
				問合せ・クレーム処理窓口の所在を商品への記載やホームページ等 により消費者に伝えているか。